

幼児教育・保育等の 利用料制度のご案内

(令和元年度版)



保育料

預かり保育

給食費

児童発達支援

ファミリー・サポ
ート・センター

湧水の妖精

るるゆちやん

東久留米市地域資源PRキャラクター

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所

子ども家庭部子育て支援課【幼稚園・保育園ほか】

☎042-470-7745

子ども家庭部児童青少年課【ファミリー・サポート・センター事業】

☎042-470-7735

福祉保健部障害福祉課【児童発達支援事業】

☎042-470-7747

はじめに

幼児教育・保育の無償化とは

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

このしおりでは、各施設の利用料及び幼児教育・保育等の無償化の制度の内容及び申請手続きについてご案内します。

目次

市内施設・事業一覧	1
フローチャート	2
給付と認定	4
保育の必要性	5
認定こども園・新制度の幼稚園	6
新制度に移行していない幼稚園	8
保育所、小規模保育・家庭的保育等地域型保育事業	10
認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター事業等）	13
児童発達支援	15
保育料無償化のための申請について	16
新制度に移行していない幼稚園の給食費副食費無償化の申請	17
よくあるご質問	18

【ご注意】

令和2年度の給付方法詳細については、令和元年度と取り扱いが変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

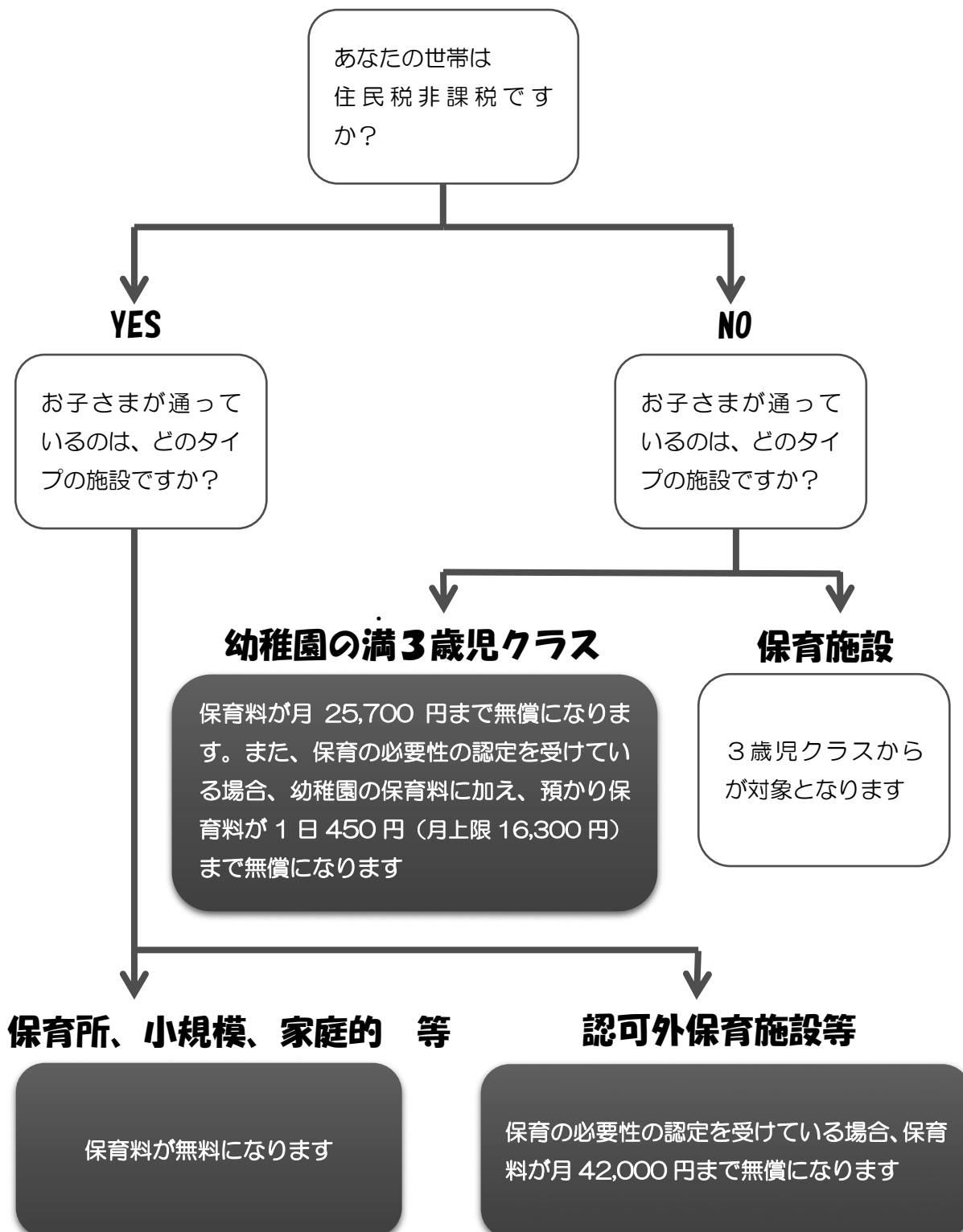
市内施設・事業一覧

施設・事業類型	施設・事業名
認定こども園	前沢幼稚園
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ◆公立 はくさん保育園、しんかわ保育園、はちまん保育園、まえさわ保育園、ちゅうおう保育園 ◆公設民営 ひばり保育園、たきやま保育園、上の原さくら保育園 ◆私立 久留米みのり保育園、あそか保育園、滝山しおん保育園、下里しおん保育園、くるみ保育園、Nicot 東久留米、わらべみなみ保育園、いちご保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、トレジャーキッズひがしくるめ保育園、わらべ東久留米保育園
地域型保育	<ul style="list-style-type: none"> ◆小規模保育 おひさま保育室、東久留米みさと保育園、なかよし保育園、どれみ保育園東久留米西口、ひよこルーム、つくし保育園、NICOLAND ほいくえん東久留米、ひがしくるめ大門町保育園、たんぼぼ保育園、げんき保育室 ◆家庭的保育 佐々木家庭的保育室、金澤家庭的保育室、金野家庭的保育室、田中家庭的保育室、西島家庭的保育室、木村家庭的保育室
幼稚園（新制度に移行していない）	神山幼稚園、緑ヶ丘幼稚園、落合幼稚園、久留米神明幼稚園、豊島なでしこ幼稚園、自由学園幼児生活団幼稚園
特別支援学校幼稚部	東京学芸大学附属特別支援学校幼稚部
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ◆認証保育所 東久留米プチ・クレイシュ、ほけっとランド南沢 ◆病児・病後児保育 こども静養室めぐのへや ◆一時預かり事業（一般型） ひばり保育園、上の原さくら保育園、久留米みのり保育園、あそか保育園、下里しおん保育園、Nicot 東久留米、わらべみなみ保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、わらべ東久留米保育園 ◆ファミリー・サポート・センター事業 東久留米市社会福祉協議会 ◆認可外保育施設（事業所内） ◆居宅訪問型保育（認可外／ベビーシッター）
企業主導型保育	BunBun 保育園
就学前の児童の発達支援	市立わかかさ学園、あいる、コペルプラス東久留米教室、ぐ～す

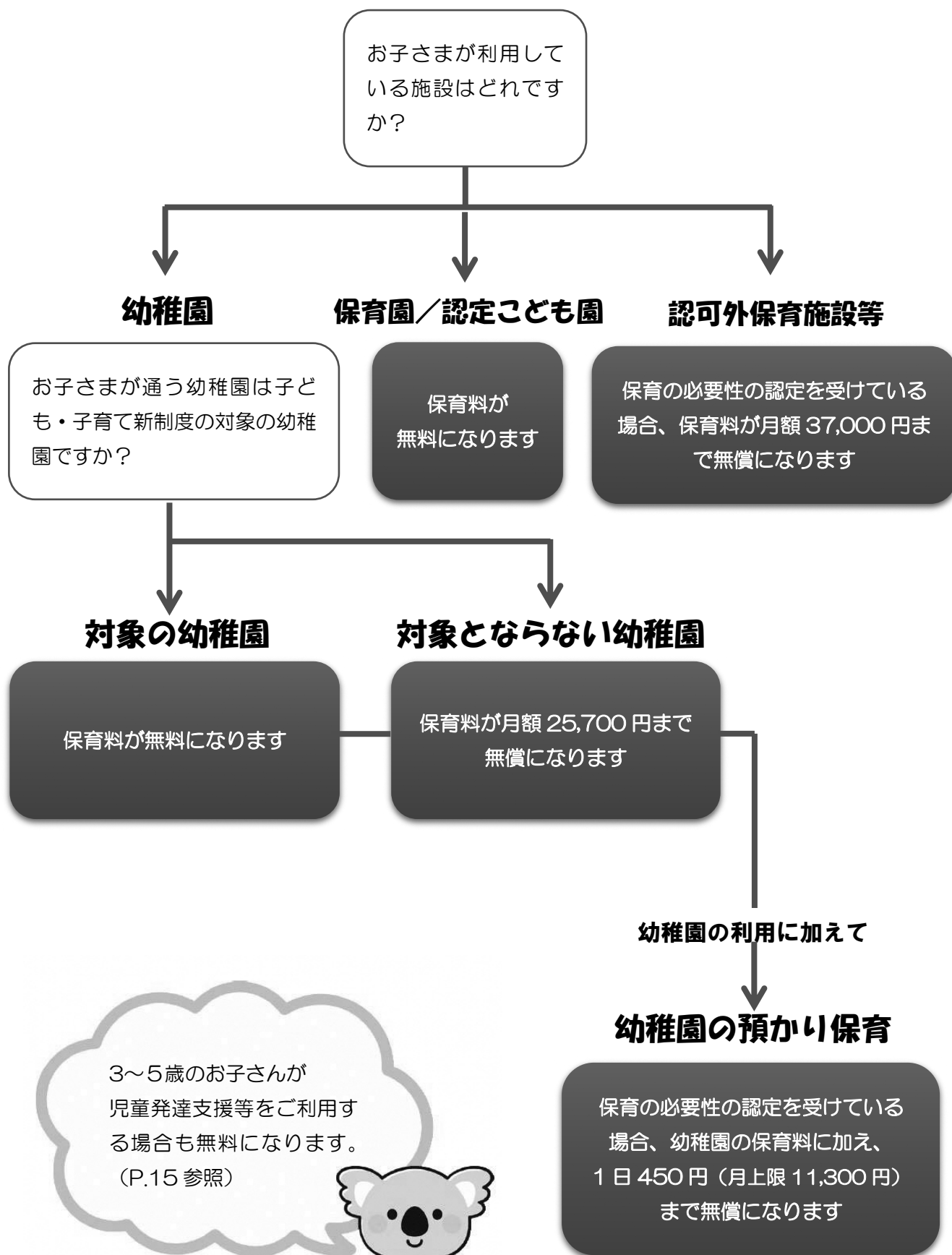
企業主導型保育の詳細は
施設からご案内します。

フローチャート (※無償化の条件等の詳細は、各ページをご覧ください)

1 お子さまの年齢（平成31年4月1日時点）が0 - 2歳



2 お子さまの年齢（平成31年4月1日時点）が**3 - 5歳**



給付と認定

◆認定

子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける要件について、児童（保護者）を認定します。

◆給付

認定された児童が教育や保育を受けるために必要な費用の一部又は全部を国・都・市が支給します。

◆給付の種類

教育・保育給付	新制度に移行した施設・事業（認定こども園や保育所等）を利用する場合の給付 =新制度園通園のための給付制度です	1号	幼児教育を受ける満3歳児～就学前
		2号	保育を受ける満3歳児～就学前
		3号	保育を受ける0～2歳児
施設等利用給付	NEW 市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付 =無償化のための給付制度です	新1号	（新制度に移行していない園で） 幼児教育を受ける満3歳クラス～就学前
		新2号	保育（預かり保育や認可外保育施設等） を受ける3歳児クラス～就学前
		新3号	保育（預かり保育や認可外保育施設等） を受ける0～2歳児クラス （住民税非課税世帯に限る）

子ども・子育て支援法の改正により新たな給付が創設され、従来の対象外であった施設・事業が市から確認された場合に限り、給付を受けられるようになりました。

条件に該当する方は、保育料等が無料又は一部無償化されます。

ご自身が条件に該当するか、P.2～3のフローチャートをお試しください。

届出た内容に変更があったときは（住所変更や家族構成の変化等）は手続きが必要です。P.23をご参照ください。

保育の必要性

保育施設・事業でお子さまを保育する、あるいは幼稚園の預かり保育で無償化を希望する場合は、保護者の方いずれもが何らかの理由によりお子さまを保育することができない状況であることを市に申請していただく必要があります。

この際、市が「保育を必要とする」と認定するのは、以下の理由・状態を満たす場合に限られます。認定申請の際は、以下について証明する書類を添付します（詳細は P.16 参照）

《 保育を必要とする理由 》

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当することが必要です。

- **就 労** 家庭の外または中で仕事をしている場合
※月に 48 時間以上（目安：週 3 日以上 1 日 4 時間以上）就労していることが最低基準となります。
- **出 産** 出産前後の場合（出産予定月とその前後 2 か月間の計 5 か月以内）
- **傷病等** 病気、負傷、障害がある場合
- **看護等** 長期療養中や障害のある方の看護、介護にあっている場合
- **災 害** 災害（火災・震災・風水害等）の復旧にあっている場合
- **求 職** 求職活動（起業準備を含む）を行っている場合で利用開始後 3 か月以内に就労する場合
- **内 定** 仕事が決定している場合で利用開始月の月末までに就労を開始する場合
- **就 学** 就学している場合（職業訓練校・大学・専門学校等）
※カルチャーセンターや、通信教育での学習は要件とはなりません。
- **その他** その他、上記に類する状態として市が認める場合

認定こども園・新制度の幼稚園



- ①無償化されると料金はどうなるの？
- ②無償化のための申請は必要？

- ①条件を満たす方は保育料が無料になります。
※別途、園ごとに実費や特定負担金がかかります。
- ②1号児で預かり保育無償化を希望される場合は申請が必要です。



1 幼児教育を利用（教育給付1号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	なし	無料になります
預かり保育	保育の必要性が認定されたお子さま	必要 (P.16 参照)	1日上限 450円×利用日数(月上限あり)が無償化 ◆3～5歳児クラス →月上限 11,300円 ◆満3歳児クラス →月上限 16,300円 ★計算例は欄外参照
給食食材料費 (おかず代・主食代) ※市内園の内容です ※市外園は園により異なります	下記以外	-	これまで通り保護者負担です
	年収 360万円未満相当世帯のお子さま、全ての世帯の第3子以降☆のお子さま	なし	副食費(おかず代) 4,500円相当 主食費 1,190円分を除いた額を給食費にて支払います 詳細は園にお問い合わせください
特定負担金	1号認定児全員	※別制度の補助対象	無償化の対象外ですが、別の補助金の交付対象です
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

☆「第3子以降」には条件があります(P.17) 参照

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400円/日の園 20日利用＝実績 8,000円 < 無償化基準 450円×20日＝9,000円 ⇒ 8,000円支給

例②100円/時間の園 20日（1日3時間）利用＝100円×3時間×20日＝6,000円

< 無償化基準 450円×20日＝9,000円 ⇒ 6,000円支給

2 保育を利用（保育給付2号・3号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	3歳児クラス ～5歳児クラス	なし	無料になります
	0歳児クラス ～2歳児クラス	なし	住民税非課税世帯のお子さまに限り、無料になります
給食食材料費 （おかず代・主食代） ※市内園の内容です ※市外園は園により異なります	下記以外	-	おかず代のみ保護者負担です
	年収360万円未満相当世帯のお子さま、全ての世帯の第3子以降☆のお子さま	なし	保護者負担はありません
特定負担金	補助対象外	-	-
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

☆「第3子以降」には条件があります（P.17）参照

3 無償化の実施方法（市内園）

（1）保育料

保護者から園への保育料納付がなくなり、その分を市が園へ給付します。

（2）預かり保育

一度園へ利用分をお支払いください。年度末に保護者が市へ園を通じて申請し、市から保護者へ無償化分をお支払します（10～3月分）。園から月ごとに交付される「領収証」「提供証明書」の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

詳細は申請時に別途お知らせします。

4 現況調査

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・1号児は3歳のお誕生日から、2号児は3歳児クラスから無償化の対象となります。
- ・利用料無償化について、既に園を利用されている方は新たな申請は不要ですが、1号児が預かり保育の無償化の対象となるには、「認定申請書」及び添付書類の提出が必要です（P.16参照）。
- ・給食食材料費補助対象の方の条件詳細はP.17をご参照ください。
- ・預かり保育無償化分は、年度末に申請に基づきお支払します。

新制度に移行していない幼稚園



- ①料金は全園同じ？みんなが保育料0円になるの？
②無償化のための申請は必要？

- ①料金は園ごとに異なります。保育料全額が無償化される場合や、一部納付が続く場合があります。その他に園ごとに実費や園則に定める納付金があります。※別途、都と市の補助制度あり。
②原則、全ての方に申請が必要です。



1 給付制度（私立幼稚園）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	必要 (P.16 参照)	月上限 25,700 円まで無償化されます。
預かり保育	保育の必要性が認定されたお子さま	必要 (P.16 参照)	1 日上限 450 円×利用日数(月上限あり)が無償化 ◆3～5 歳児クラス →月上限 11,300 円 ◆満3歳児クラス →月上限 16,300 円 ★計算例は欄外参照
給食食材料費 (おかず代・主食代) ※市内園の内容です ※市外園は園により異なります	下記以外	-	これまで通り保護者負担です
	年収 360 万円未満相当世帯のお子さま、全ての世帯の第3子以降☆のお子さま	必要 (P.17 参照)	一部又は全部が補助されます ◆月上限 副食費(おかず代) 4,500 円 主食費 1,190 円
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

☆「第3子以降」には条件があります(P.17) 参照

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400 円/日の園 20 日利用 = 実績 8,000 円 < 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円
⇒8,000 円支給（実質自己負担 1,000 円）

例②100 円/時間の園 20 日（1 日 3 時間）利用 = 100 円×3 時間×20 日 = 6,000 円
< 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円 ⇒6,000 円支給（実質自己負担 3,000 円）

2 入園料について

(1) 対象となる年度

入園初年度のみ

(2) 金額と交付対象

入園料を月割りにした金額と保育料との合算が、月上限 25,700 円まで無償化されます。

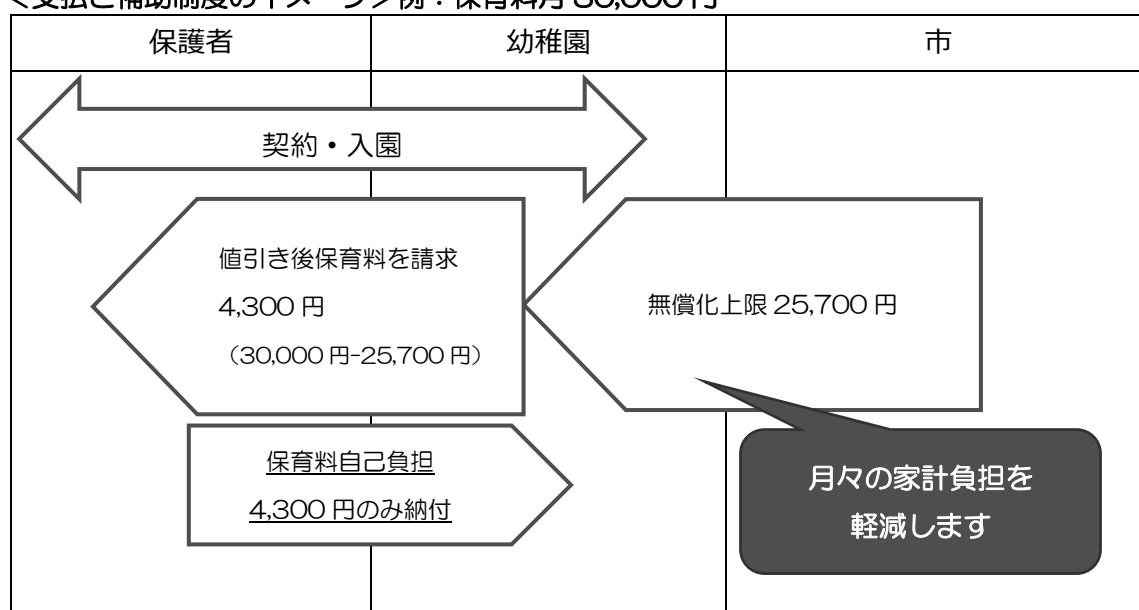
3 無償化の実施方法（市内園）※市外園は園により異なります

(1) 保育料

月額（国）25,700 円を上限に保護者から園への保育料納付がなくなり、その分を市が園へ給付します。※保育料が下回る場合は、保育料が上限額

保育料が月 25,700 円を上回る場合は差額を保護者が園へ納付します。

＜支払と補助制度のイメージ＞例：保育料月 30,000 円



(2) 預かり保育・給食食材料費

園により異なります。

一度全額を支払い年度末に一括で市へ給付を請求する方法（償還払い）の園と、上記保育料のように無償化分を差し引いた分のみ請求する（法定代理受領）園があります。

4 国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部保育料の無償化

- 国立大学附属幼稚園保育料の無償化 月額 8,700 円
- 特別支援学校幼稚部保育料の無償化 月額 400 円

5 現況調査

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・無償化のためには申請が必要です。
- ・市内園の保育料は月最大計 25,700 円が差し引かれます。市外園は園により支給方法が変わります。

保育所、小規模保育・家庭的保育等地域型保育事業



保育料や給食費はいくらですか？

【0～2歳児クラス】

世帯所得や兄弟姉妹関係により異なります。

給食費は保育料に含みます。

【3～5歳児クラス】

保育料は無償化され0円です。

給食費がかかります（免除される場合もあります）。



1 利用者負担額について（0～2歳児クラス）

（1）利用者負担額の扱い

- 月額です。毎月1日時点で在籍している場合はその月分の利用者負担額がかかります。登園日数が少ない等の理由では減額になりません。
- 年度途中で誕生日を迎えても、4月1日時点の年齢区分で算定します。

（2）利用者負担額の決定方法

- 世帯の住民税額の合計により決定します。

住民税が未申告・証明書未提出等の場合は、最高階層の利用者負担額となります。所得がない等の理由で所得税の申告が不要な場合についても、住民税の申告をするようにお願いします。

※未申告により最高階層となった場合あとから申告し税額が確定した場合は、子育て支援課までお知らせください。利用者負担額を当該年度の4月、もしくは9月までさかのぼって再算定します。

ただし、前年度までさかのぼっての再算定はできません。

※修正申告等で税額が変更した場合は、修正後の住民税が決定された翌月から利用者負担額を変更します。

4月、もしくは9月までさかのぼっての再算定はできません。

- ひとり親世帯等の方で、同居祖父母がいる場合（住民票上の世帯分離は考慮されません）、保護者の前年の所得が一定額以下の場合、その同居者の住民税額により利用者負担額を決定します。

2 利用者負担額月額基準額表（3歳未満） ☆3～5歳児クラスは無料になりました

階層 区分	条件		利用者負担額等（月額）	
			3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	市民税非課税世帯		0	0
C	市民税課税（均等割額のみ） の世帯	ひとり親世帯等	1,750	1,700
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,500	3,400
D1	市民税所得割額 55,200円 未満の世帯	ひとり親世帯等	4,950	4,850
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,900	9,700
D2	〃 63,600円 未満の世帯	ひとり親世帯等	5,550	5,450
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,100	10,900
D3	〃 78,000円 未満の世帯	左記のうち市民税所得割額が 77,101円未満のひとり親世 帯等	7,700	7,550
		左記のうち上記以外の世帯	15,400	15,100
D4	〃 105,600円未満の世帯		16,100	15,800
D5	〃 126,000円未満の世帯		20,200	19,800
D6	〃 144,000円未満の世帯		23,000	22,600
D7	〃 159,600円未満の世帯		25,800	25,300
D8	〃 170,100円未満の世帯		28,500	28,000
D9	〃 182,100円未満の世帯		30,500	29,900
D10	〃 230,100円未満の世帯		32,100	31,500
D11	〃 260,900円未満の世帯		37,400	36,700
D12	〃 278,900円未満の世帯		41,000	40,300
D13	〃 299,900円未満の世帯		44,000	43,200
D14	〃 347,900円未満の世帯		48,600	47,700
D15	〃 398,900円未満の世帯		53,200	52,200
D16	〃 398,900円以上の世帯		55,400	54,400

《備考》

- ・各世帯の階層区分、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）に応じる
- ・3歳未満児とは、保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。
- ・住宅借入金等特別税額控除や、寄付金税額控除等が適用されている場合の利用者負担額算定は、控除前の税額で算定する。
- ・「ひとり親世帯等」とは①配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者③特別児童扶養手当の支給を受けている者④特別児童扶養手当の支給を受けている者⑤障害基礎年金を受けている者の属する世帯、利用者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

3 給食食材料費について（市内園） ※市外園は市にお問い合わせください

国より「給食食材料費（保育所の給食の材料に係る費用）については、自宅で子育てを行う場合も同様に必要となる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります」との方針が示されております。

これにより、保育料が無償化される3～5歳児クラスの児童を対象に、給食食材料費のご負担をお願いすることとなりました。

（1）給食食材料費の内容

給食食材料費は大きく主食費（米飯・パン・小麦）と、副食費（おかず等）に分けられます。徴収対象となるのは、副食に係る食材料費であり、人件費等は含まないものです。

（2）徴収額

今回、国は実費徴収の対象として「副食費」を示し、その基準額を月額4,500円としました。これを元に、当市内園では各園概ね4,500円を目安に徴収します。

（3）支払方法

公立保育園及び公設民営保育園は市へのお支払となります。（月4,500円）

私立保育園は、園へのお支払となります。（月4,500円を基本）

（4）徴収対象とならない児童

※ここでいう税額は、保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

【世帯所得による場合】

市民税所得割額 57,700 円未満の世帯
ひとり親等であって市民税所得割額 77,101 円未満の世帯

【第3子の場合（世帯所得による徴収対象以外のもの）】

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 57,700 円以上の世帯 及び ひとり親等であって 市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	未就学児かつ在園※している子どもから第1子とみなし、年齢順にカウントのうえ第3子以降のお子さまから無償化対象 〔例〕小学校4年生 ×本来第1子だが算定対象外 幼稚園年長 【第1子カウント】給食費有料 保育園4歳児クラス 【第2子カウント】給食費有料 保育園3歳児クラス 【第3子カウント】★免除

※幼稚園・認定こども園・認可保育所・企業主導型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設
通所部・児童発達支援及び医療型児童発達支援に在園しているもの

4 現況調査

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- 3～5歳児クラスは保育料が0円です。
- 3～5歳児クラスは副食費月4,500円程度の徴収があります（額は園による）。ただし、徴収対象外となることがあります（詳しくは市へお問い合わせください）。
- 0～2歳児は保育料があり、額は世帯状況によります。

認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター等）



- ①認可外保育施設等とはどこですか？
- ②対象年齢は？
- ③保育園に在園している4歳です。ベビーシッターさんを頼んだ分も無償化されますか？

- ①以下「1」及びP.1 市内施設・事業一覧のとおりです。
- ②P.3～4 のフローチャートをご参照ください。
- ③保育園や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらで国の無償化分を受け取っていることとなりますので、それ以上の認可外保育施設等の無償化分を受け取ることはできません。※例外についてはP.14 参照。



1 認可外保育施設等とは

ここでいう「認可外保育施設」とは、市の窓口で入所申請をする認可保育所や小規模保育、家庭的保育等以外のお子さまを預かる施設・事業の総称です。

施設の名称は、〇〇保育所、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど、さまざまです。また、保育の内容は施設等により相当異なっています。

令和元年10月からの無償化の対象となった「認可外保育施設等」は、都道府県に届出をした施設等を指します。具体的には以下のようなものになります。

- 東京都認証保育所
- 認可外のベビーシッター及び事業所内保育所等
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

2 認可外保育施設等の無償化対象児童及び給付の額

<条件1> 市に保育の必要性の認定を受ける必要があります（P.16 参照）。

<条件2> お子さまの4月1日時点での年齢により、条件が変わります。

- 0～2歳：住民税非課税世帯のお子さま／月上限 42,000 円
- 3～5歳：すべてのお子さま／月上限 37,000 円

<条件3> 幼稚園※、保育所、認定こども園、地域型保育等に在園していないお子さま。

【例外】幼稚園在園児が認可外保育施設等を無償化の対象とできるケース
在園している幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合※は、幼稚園保育料無償化の月額上限 25,700 円に加えて、以下の区分による上限額まで、認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

■0～2 歳（4 月 1 日時点）：月額上限 16,300 円

■3～5 歳（同上）：月額上限 11,300 円

《幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合とは》

平日の教育時間を含む預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満 ★市内に該当園はありません。

例①朝 9 時から 13 時で教育時間終了→預かり保育は 16 時まで＝提供時間 7 時間

例②1 年 365 日-土日祝日約 120 日＝平日約 245 日

+ 7 月半ばから 8 月末まで夏休みがすべてお休み→△33 日（土日祝除く）

+ 1 2 月下旬から 1 月上旬まで冬休みがすべてお休み→△14 日（同上）

年間平日 245 日-夏休み 33 日-冬休み 14 日＝年間開所日数 198 日

3 無償化の実施方法

＜保育の認定申請＞

市へ保育の認定申請をする必要があります（P.16 参照）。

＜料金の支払い＞ ※詳細は別途お知らせいたします。

市内認証保育所 対象児童分の保育料は、無償化額が差し引かれた保育料を園へ支払います。

上記以外 請求された金額を、一度全額支払います。領収書と提供証明書等が発行されますので、大切に保管してください。※一部市外園で市内園と同様の方法をとる園があります。

半期に一回、請求書に半年分の領収書及び提供証明書（ファミリー・サポート・センター事業は活動報告書）を添付して、市へ請求してください。

審査の後、指定の口座へ振り込みます。

4 現況調査

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・保育の必要性認定を受ける必要があります。
- ・年齢により、無償化対象児童になるか条件があります

児童発達支援等

就学前の障害児を支援するため、所定のサービスについて対象者の利用者負担を無料とします。



- ① 5歳の子どもがいます。児童発達支援の利用料はどうなりますか？新制度に移行していない幼稚園にも通っています。
- ② 申請は必要ですか？

- ① 児童発達支援の利用料は無償化されます。
また、児童発達支援も、保育料も、両方が無償化されます。
- ② 児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。
(幼稚園の分は申請が必要です。)



1 無料となるサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

2 対象児童

満3歳になって初めての4月1日から3年間

(例)	時期	対象者
	令和元年10月1日～ 令和2年3月31日	誕生日が平成25年4月2日～平成28年4月1日までの 障害のあるお子さま
	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	誕生日が平成26年4月2日～平成29年4月1日までの 障害のあるお子さま

3 無償化のための申請手続き

児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。対象期間中は地方自治体から事業所などに利用料が直接支払われることとなるため、利用料を支払う必要がなくなります。

なお、食費・日用品費・医療費などの利用料以外の費用についてはこれまでどおり保護者の負担になります。

保育料無償化のための申請について

※新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合のみ対象の申請です。

1 申請書の配布

市子育て支援課窓口で配布します。また、ホームページからのダウンロードすることもできます。
(施設から配布する場合があります。)

2 保育の必要性に係る証明書について

以下の要件により、保護者の方お一人ずつご用意ください。例えば父と母がいる家庭は、それぞれご用意が必要です。

↓★印は市ホームページからダウンロードできます。

保育要件		必要書類
勤務 (就労内定含む)	外勤	勤務(内定)証明書(★) ※シフト勤務や裁量労働制等で勤務日数や時間が不規則な方は、直近のシフト表を添付してください。
	自営業 個人事業主	勤務(内定)証明書(★)
		タイムスケジュール(★)
		税務署に提出する開業届出書もしくは最新の確定申告書の写し 上記がない場合、仕事内容の確認できるもの(業務委託契約書の写し、パンフレット、HPのハードコピーなど)
	内職	勤務(内定)証明書(★)
		タイムスケジュール(★)
出産	母子健康手帳(分娩予定日を記載するページ)の写し	
疾病等	医師の診断書(様式はありません) ※保護者が子を保育することが難しい状態であること、完治までの期間、通院の頻度、服薬の有無などについて記載のあるもの	
障害等	身体障害者手帳等の写し	
介護等	介護に関わる書類	
	要介護者の診断書や手帳の写し	
	介護にあたる人のタイムスケジュール(★)	
就学	在学証明書、時間割表	
求職中	提出書類はありません。ただし、3か月以内に上記のいずれかの書類の提出がない場合、自動的に保育の必要性がないものとみなされ、自動的に認定区分が新1号に変更となります。	

3 課税(非課税)証明書について(令和元年10月以降分)

平成31年1月1日に住民票がある方については提出不要です。

1月2日以降に当市へ転入された方は、前住所地にて保護者全ての方の課税(非課税)証明の交付を受け、添付してください。

新制度に移行しない幼稚園の給食副食費補足給付の申請

※新制度に移行した幼稚園及び認定こども園、保育所の給食副食費については、新たな申請は必要ありません。

※掲載している内容は、令和元年9月1日現在での情報です。

※申請の詳細は、年度末に別途お知らせいたします。

※令和2年度以降、補助の実施方法等が変更する可能性があります。

1 対象となる方

【概要】

- ①年収 360 万円未満相当世帯のお子さま
- ②全ての世帯の第3子扱いのお子さま

【詳細】

- ①年収 360 万円未満相当世帯とは、具体的には以下を指します。

市民税所得割額 77,101 円以下の未満

※保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

- ②全ての世帯の第3子扱いのお子さまとは、具体的には以下を指します。

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校3年生の子どもから第1子とみなし、年齢順にカウントのうえ第3子以降のお子さまから補足給付対象 〔例〕小学校4年生×本来第1子だが算定対象外 小学校3年生○【第1子カウント】 幼稚園年長○【第2子カウント】給食費は有料です 幼稚園年少○【第3子カウント】★

★給食費は有料ですが、
年度末に補足給付されます

2 補助の実施方法

従来どおり、一度園へ全額お支払ください。年度末に市へ申請をし、一括で補足給付されます。

3 対象となる経費と月上限額

市内園 副食費（おかず代）4,500 円、主食費（米飯・パン等）1,190 円

市外園 市へお問い合わせください。

【給食食材料費の領収書（令和元年度10～3月分）】

10月から3月分の給食食材料費の領収書については、大切に保管してください。

申請書に原本又は写しの添付が必要です。

《ご注意》副食費（おかず代）・主食費（米飯・パン等）の内訳が分かれて記載されているか確認をお願いします。分かれていない場合、在籍園にご相談ください。

よくあるご質問



よくお問い合わせいただく内容をまとめました。



無償化の対象等

【市外の園】

Q 市外の幼稚園に通っています。無償化されますか、また、住んでいる市、園のある市、どちらに申請すれば良いですか？

A 施設・お子さまの年齢が要件を満たせば無償化されます。お住まいの市へ申請です。

【対象年齢】

Q 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？

A 原則、小学校入学前の3年が無償化の対象となります。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります。よって、6歳のお誕生日が来たお子さまも、入学するまで保育料の無償化が続きます。

【住民税非課税世帯（0～2歳児）】

Q 住民税非課税世帯に、生活保護世帯は含まれますか？

A 含まれます。

【出産関係】

Q 現在妊娠中です。上の子が1歳で自宅にいますが体調が思わしくなく保育が困難です。ファミリー・サポート・センターをお願いしたいのですが、無償化されるでしょうか？

A お子さまが1歳ですと、無償化の対象となるのは住民税非課税世帯の場合となります。東久留米市では、出産予定月を挟んで前後2か月ずつ、通算5か月を出産要件として保育の必要性認定の対象としています。

ご質問のケースは、“住民税非課税世帯の場合”かつ“有効期間に限って”無償化の対象としてのご利用が可能です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

Q 認可保育園に5歳児が通園しています。子どもの送迎をファミリー・サポート・センターにお願いしていますが、ファミリー・サポート・センター分も無償化されるでしょうか。

A お子さまが保育所や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらの保育料の無償化で全額を受け取っていることとなりますので、ファミリー・サポート・センター事業を含む認可外保育施設等の無償化給付を受け取ることはできません。

よって、ご質問のケースは無償化されません。

【延長保育料】

Q 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？

A 認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

【認可外保育施設等】

Q 通っている認可外保育施設の情報はどのようにしたら確認できますか？

A 都道府県へ届け出ている施設は無償化の対象となりますので、都ホームページをご確認ください。
(東京都ホームページ) <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>

【2歳児の幼稚園プレ保育】

Q 月1回のプレ保育は無償化されますか？

A 対象外です。

【幼児教育類似施設】

Q 幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けていない幼児教育を目的とする施設、いわゆる幼児教育類似施設は、無償化の対象ですか？

A ご質問のような施設については国の無償化の対象にはなっておりませんが、東京都が「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業」の対象として認めている施設については、当該補助金にて当面の間、認可を受けた幼稚園に通う場合と同額になるよう補助制度を設けております。
詳しくは施設の所在する区市町村へお問い合わせください。

【インターナショナルスクール】

Q インターナショナルスクールは無償化の対象になりますか？

A インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によってさまざまであり、今般の無償化の対象になるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なってきます。

例えば、幼稚園としての認可を受けていれば無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても乳幼児が保育されている実態に即して都道府県に認可外保育施設の届出をしていれば、保育の必要性のあるお子さんで年齢や課税状況が該当する場合については、無償化の対象となります。

【外国籍のお子さん】

Q 外国籍の子どもは無償化の対象となりますか？

A 当市での居住の実態があれば対象としています。

保育の必要性の認定

【教育・保育給付1号児の無償化申請要否】

Q 現在1号認定児として認定こども園を教育時間利用しています。特に預かり保育無償化を希望していませんが、申請は必要ですか？

- A 1号認定児の方が認定こども園や新制度に移行した幼稚園に通園している場合は、預かり保育無償化の希望がなければ、申請は不要です。特定負担金の補助については、別途申請が必要になります。

【求職中】

Q 現在、父は就労中、母は仕事をしていませんが、幼稚園預かり保育を利用し、母も仕事を始めようと思っています。無償化のための保育の必要性は認定されますか？

- A 「求職要件」に該当するものとして保育の必要性が認定されます。有効期間は3か月です。母がこの間に就職活動をして勤務を開始し市へ届出ると、有効期間が伸びます。

【就労要件の下限】

Q パートで働いています。どれくらい働けば就労要件認定されますか。

- A 週3日以上かつ週12時間以上の就労が常態の場合、保育の必要性が認定されます。週12時間以上というのは、1日6時間を週2日では認められませんのでご注意ください。

【教育時間中の就労】

Q 3歳の子どもが幼稚園に行っている時間内に、週5日パートで働いています。普段預かり保育は時々しか利用しませんが、保育の必要性認定申請は必要でしょうか。

- A 教育時間のみの無償化（新1号認定／月上限25,700円）でも、保育認定（新2号認定／月上限25,700円+預かり保育11,300円）でも、どちらでも認定申請可能です。ご家庭や園のご事情、夏休み等長期休業中の出勤の頻度等により総合的に判断のうえ、ご希望がありましたら保育の必要性認定に必要な証明書類を添えて申請してください。

【育児休業時の保育の必要性認定】

Q 第1子が幼稚園に在園しており、新2号認定を受けて預かり保育を無償化されていましたが、令和元年9月15日に第2子を出産し、もうすぐ育児休業に入ります。育児休業取得中は、保育の必要性が認定されないのでしょうか？

- A 当市では、引き続き利用することが必要と認められる場合について、育児休業も保育の必要性の理由としていますので、第1子のお子さんは新2号児としての認定が続きます。

幼稚園等の預かり保育

【2号児か、1号かつ新2号児か】

Q 認定こども園に在園する4歳児です。フルタイム共働きのため保育の必要性の認定を受けられませんが、保育認定（2号児）として入所すべきでしょうか。それとも、教育認定（1号児）として入所し、預かり保育を新2号認定として無償化しつつ利用すべきでしょうか。

- A お子さまを預ける時間、日数、頻度、料金等を総合的にご判断になると存じます。日々早めにお迎えに行くことができ預かり保育無償化の範囲内で費用が全額収まる場合や、夏休み等長期休業中の働き方（出勤日が多い等）、園の特定負担金（1号児は補助があります）、園の1号児と2号児の定員や保育方法等、ご家庭のご事情や園の保育方針等により様々なケースがありますので、ご家族や園の先生ともご相談の上お決めいただくことをお勧めいたします。

【預かり保育無償化分の扱い】

Q. 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか？

A. 年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（月上限11,300円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みを想定しています。

したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。（認定こども園（教育・保育給付第1号認定）、特別支援学校幼稚部も同じ。）

なお国は、預かり保育事業の上限額に係る日額単価は、保育料が長期休業中にも徴収されている実態や運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額（450円）とすることを示しています。

企業主導型保育

【企業主導型保育の無償化】

Q 企業主導型保育事業を利用しているのですが、無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？また、無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？

A 施設から配布される「企業主導型保育事業利用報告書」を、利用している施設を通じて市に提出することが必要です。

なお、無償化のための費用は、企業主導型保育事業の実施機関から直接、施設へ年齢に応じた利用料が支払われます。

【一時預かり事業との併用可否】

Q 企業主導型保育事業に加えて一時預かり事業を利用した場合、一時預かり事業部分も無償化の対象になりますか？

A 企業主導型保育事業の利用者が、一時預かり事業や他の認可外保育施設などを利用した場合については、認可保育所の利用者と同様に、一時預かり事業や当該認可外保育施設などは無償化の対象となりません。

【企業主導型保育での保育の必要性認定】

Q 企業主導型保育事業を利用しているのですが、市から認定を受ける必要がありますか？

A 従業員枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受ける必要はありません。

地域枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受けている必要がありますので、市への申請が必要になります。

就学前の障害児の発達支援

【保護者の就労】

Q 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないでしょうか？

A 就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

【認可外保育施設との併行通園】

Q 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A 就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設等についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は3～5歳児クラスまでの場合月額37,000円、0～2歳児クラスまでの場合月額42,000円）となります。

その他

【0～2歳児の多子軽減】

Q 保育所の4歳児クラスと1歳児クラスに2名子どもが入所しています。現在下の子は第2子ということで保育料が半額になっていますが、令和元年10月から上の子の保育料が無償化されると、下の子の保育料は半額から全額にあがってしまうのでしょうか？

A 半額のままです。無償化移行も、満3歳未満児クラスの保育料の多子軽減については引き続き適用されます。

【転入・転出】

Q 幼稚園に在園しています。隣接する市に引っ越すことになりましたが、継続して通園する予定です。手続きは必要ですか？

A 施設・お子さまの年齢が要件を満たせば無償化は継続されますが、当市へは変動届のご提出、転出先自治体へは申請が必要です。

月途中での転出であれば、無償化のための給付費は、お引越し前は当市から、お引越し後は転出先自治体から日割りで支給されることとなります。

【税の修正申告】

Q 1歳児で認証保育所に通っています。これまで住民税を払っていましたが、修正申告したところ非課税世帯になりました。いつから無償化されますか？どんな手続きが必要ですか？

A 無償化の要件を満たすこととなりますので、市へ認定申請を提出してください。認定の効力は認定開始日からとして、遡及は行わないものとします。

ご質問のケースの反対で、非課税世帯で新3号認定されていた者が課税世帯となった場合は、認定要件が消滅することとなりますので、認定を取り消します。その場合、税更正が分かった翌月から取り消すものとします。

詳しくは市子育て支援課までご相談ください。

新制度に移行していない幼稚園・認可外保育所等の認定後の各種手続き

以下のような変動がありましたら、該当の書類を子育て支援課まで提出してください。

※幼稚園等で教育時間の保育料のみ無償化の場合、☆印のみご提出ください。

※保育所等の手続きは一部異なりますので、別途『入園のしおり』をご参照ください。

要件	世帯の状況	提出書類
就労要件	求職（内定）→就労	勤務（内定）証明書
	勤務先変更 （社内異動であっても、事業所異動等勤務先の所在地が変更になった場合には提出が必要）	
	勤務先を新たに追加する	
	育児休業→復職	勤務（内定）証明書 【育児休業証明書に関する注意事項】 育休に関わる兄弟姉妹の保育の必要性は、生まれた子が1歳になる月末まで認められません。 その後、生まれた子が保育所入所保留のため待機児童となる等、やむを得ず復職できない場合に限り、最長で2歳になる月末まで保育の必要性認定の延長が可能です。（翌月以降は新1号児へ認定変更となります） 育休を延長する場合には、再度証明書や申請書の提出が必要です。
	就労→育児休業	退職日を記載した「変動届」
求職	求職→学校へ入学	在学証明書・時間割
	求職→勤務開始 （求職期間の在園は3か月間です）	勤務（内定）証明書 （求職要件に変更後3か月以内に就労等開始できない場合新1号児へ認定変更となります）
出産	妊娠した	母子手帳 （分娩予定日記載ページの写し）
	出産した	
疾病・障害	疾病	診断書 （保育が出来ない旨、通院の頻度、服薬の有無等について記載があるもの）
	障害等により手帳が発行された	手帳の写し
看護・介護	看護・介護をすることになった	①要看護（介護）者の証明書 （証明書は疾病・障害のものに準ずる） ②介護のタイムスケジュール （実施基準表の最低要件を満たしていることが条件です）
災害	火事等災害に遭った	り災証明 （消防署にり災申告し、手続きする）
その他	離婚した☆	離婚した日、離婚した旨を記載した「変動届」
	結婚した☆	①結婚した日、結婚した旨を記載した「変動届」 ②配偶者の保育の必要性を証明する書類（「勤務（内定）証明書」など） ③配偶者の住民税非課税証明書（新3号児に限る）
	生活保護を受給し始めた☆	受給証明書 （福祉総務課発行のもの）
	生活保護が終了した☆	生活保護連絡票 （福祉総務課発行のもの）
引越	市内転居☆	新住所、連絡先を記載した「変動届」
	市外転出☆	転出後継続通園の場合も、必ず提出してください



妊娠・出産・子育てや入園等についてお悩み
があるときは、市健康課、児童青少年課、子
育て支援課、障害福祉課、子ども家庭支援セ
ンター等にご相談ください。

【東久留米市役所】

042-470-7777 (代表番号)

